

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(PH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	n—ヘキサン抽出物質(油分等)	
A	水産1級 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/1以下	7.5mg/1以上	20CFU/100ml以下	検出されないこと。	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/1以下	5mg/1以上	—	検出されないこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/1以下	2mg/1以上	—	—	
測定方法		規格 K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-1 17.2に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアル	規格 K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程	規格 K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍	規格 K0102-1 22.5に定める方法	

	法	カリ性法	度の計測 結果の得 られる方 法	結させな い) の暗 所に保存 し、9時 間以内に 試験する ことが 望まし く、12時 間以内に 試験す る。)	
--	---	------	---------------------------	--	--

備考

- 1 アルカリ性法とは次のものをいう。

試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/l)10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/l}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の滴定値(ml)

(b) : 蒸留水について行なった空試験値(ml)

$f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3$: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の力価

- 2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。
- 3 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

Ⅱ 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない
限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全 ^{りん} 磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水産1種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下	
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下	
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/l以下	0.09mg/l以下	
測定方法		規格K0102-2 17.4又は17.5 (17.5.3.2を除く。)に定める方法	規格K0102-2 18.4 (18.4.1.4 のb)を除く。)に定める方法	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

(注)

- 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種： 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種： 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種： 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全： 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下	第1の2の(2)により
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下	水域類型ごとに指定する水域
測定方法		規格K0102-3 12.2、12.3、 12.4及び12.5 に定める方法	付表9に掲げる方法	規格K0102-4 6.2.5に定める方法	

エ

項目	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階にお	3.0mg/L以上	

	いて貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域		
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
測定方法		規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は付表10に掲げる方法	
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			